

# 最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。新緑の季節となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。今回は、令和6年度税制改正より交際費等の飲食費の金額基準をQ&A形式で紹介します。

## 交際費等に係る飲食費の金額基準 Q&A

令和6年度税制改正では、交際費等の損金不算入制度について、交際費等の範囲から除外される飲食費の金額基準が令和6年4月より「1人当たり**1万円以下**（改正前：5,000円以下）」に引き上げられました。金額基準の引き上げのみの改正ですが、従業員等への周知も踏まえて、飲食費の範囲や適用要件について改めてQ&A形式で紹介したいと思います。

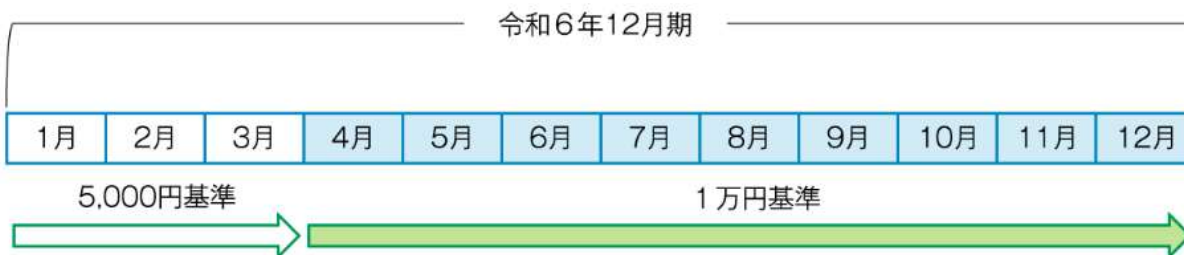
### 【飲食費の金額基準の概要】

- Q** 令和6年度税制改正により、交際費等の範囲から除外される飲食費の金額基準が1人当たり1万円以下に引き上げられたとのことですが、対象となる飲食費の定義や適用要件に見直しは行われましたか？
- A** 飲食費の金額基準が1人当たり1万円以下に引き上げられたこと以外に見直しは行われておりません。対象となる飲食費の定義は、「交際費等のうち飲食その他これに類する行為（飲食等）のために要する費用」で、次の事項を記載した書類の保存をしていることが適用要件となります。

### ●書類への記載事項

- (1) 飲食等のあった年月日
- (2) 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に係る者等の氏名又は名称及びその関係
- (3) 飲食等に参加した者の数
- (4) 飲食費の額並びに飲食店、料理店等の名称及びその所在地（店舗を有しないことその他の理由により名称又は所在地が明らかでない場合は、領収書等に記載された支払先の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地が記載事項となる）
- (5) その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

### ●飲食費の金額基準の適用関係（12月決算法人の場合）



出典：税務通信 3797号 2024年4月18日  
3800号 2024年5月6日より

#### 【飲食費の範囲】

**Q** 飲食費の定義である「交際費等のうち飲食その他これに類する行為（飲食等）のために要する費用」について、具体的にどのような費用が該当しますか？

**A** 従業員等が得意先等を接待して飲食するための「飲食代」のほか、例えば、得意先等の業務の遂行や行事の開催に際して、弁当の差し入れを行うための「弁当代」が該当します（得意先等において差し入れ後相応の時間内に飲食されることが想定されるものが前提）。

#### 【社内飲食費】

**Q** 飲食費の範囲に社内飲食費は含まれますか？

**A** 社内飲食費は含まれません。法令上、飲食費（交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用）の範囲から、「社内飲食費（専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するもの）」は除かれています。そのため、社内飲食費が1人当たり1万円以下であっても、原則として、交際費等に該当することになります。

#### 【会議費】

**Q** 会議において、飲食費が1人当たり1万円を超えた場合、交際費等に該当しますか？

**A** 会議費等（会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用など）については、1人当たり1万円を超えた場合でも、その費用が通常要する費用として認められるものであれば、交際費等に該当しません。

#### 【1次会と2次会の飲食費】

**Q** 飲食等が1次会・2次会など複数にわたって行われた場合、1人当たり1万円以下か否かの判定はどうなりますか？

**A** 1次会・2次会など飲食等が複数にわたって行われた場合でも、それぞれが単独で行われていると認められるとき（例えば、全く別の業態の飲食店等を利用しているときなど）には、それぞれに係る飲食費ごとに1人当たり1万円以下か否かを判定することができます。

#### 【飲食費の金額を分割して記載した領収証】

**Q** 飲食費が1人当たり1万円を超えた場合、飲食店に領収証に分割して記載してもらい、その領収書を書類として保存することでも適用要件を満たしますか？

**A** 適用要件は満たしません。一つの飲食等の行為を分割して記載することや相手方を偽って記載すること、参加者の人数を水増しして記載すること等は、事実の隠ぺい又は仮装に当たりますので、重加算税の賦課対象となることがあります。

詳しいことをお聞きになりたい際は、  
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350